

県営災害公営住宅の入居者を随時募集します

▷問い合わせ先＝(一財)岩手県建築住宅センター(☎0120-208-201)

県では、東日本大震災により住宅を失った人などを対象に、市内の県営災害公営住宅3団地の入居者を次のとおり随時募集します。

▷募集団地＝下表のとおり(3団地10戸)

▷募集期間＝7月10日(月)から

※募集戸数がなくなり次第終了します。

▷受付時間＝午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日は除く。

▷申込方法＝申込書を直接持参するか、郵送してください。

※募集案内は、大船渡土木センター管理課、市

■災害公営住宅入居者募集団地

地区	団地名	間取り	募集戸数	申し込み可能世帯人数	ペット飼育
盛	みどり町2号棟【ペット可】	1DK	1	単身・2人世帯	可
		2DK車いす対応	1	単身・2人世帯(※)	可
	みどり町3号棟	1DK	1	単身・2人世帯	不可
		2DK	2	人数制限なし	不可
大船渡	上平	1DK車いす対応	2	単身・2人世帯(※)	不可
立根	関谷	1DK	1	単身・2人世帯	不可
		2DK	2	人数制限なし	不可

※車いすを使用しない世帯も申し込みすることができますが、車いす使用者用の設備となっている住戸であることを了承した上でお申し込みください。

役所本庁住宅公園課などに備え付けているほか、県のホームページからダウンロードできます。

▷申込先

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 いわて県民情報交流センターアイーナ2階

(一財)岩手県建築住宅センター

※大船渡地区合同庁舎3階大船渡土木センター管理課に直接持参することもできます(郵送不可)。

大船渡駅周辺地区 地区計画の変更に関する原案の説明会と縦覧を行います

▷問い合わせ先＝土地利用課(☎内線353)

市では、被災した大船渡駅周辺地区の復興まちづくりにあたり、自然景観と調和した街並みを形成するとともに、気仙地域の中心地として魅力ある広域商業業務拠点と、環境と共生し穏やかに暮らせる住環境を形成するため、地区内において建築物の建築などを行なう際のデザイン方針を定めることに加え、一定の建築物の用途を制限する地区計画の変更と建築条例の制定を予定しています。

また、大船渡駅周辺地区を一定のまとまりのある良好な区域とするため、地区計画の区域の拡大も予定しています(ただし、土地区画整理区域の拡大ではありません)。

それに先立ち、地区計画の変更に関する原案の説明会と縦覧を行います。

■原案の説明会

▷期日＝7月28日(金)

▷時間＝1回目：午後2時/2回目：午後7時
※どちらも説明内容は同じですので、都合の良い時間の説明会にご出席ください。

▷会場＝大船渡地区公民館

▷対象＝どなたでも

■変更原案の縦覧と意見書の提出

地区内の土地の所有者と利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出できます。

▷縦覧期間＝7月31日(月)～8月14日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

▷縦覧時間＝午前8時30分～午後5時15分

▷縦覧・意見書の提出場所＝市役所本庁3階災害復興局土地利用課

▷意見書の提出方法＝地区計画変更原案に対する意見書であることが分かるように、表題に「意見書」と表記し、意見と住所氏名を記入してください(様式は任意で構いません)。

《地区計画の変更(案)の区域》



第67回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

▷問い合わせ先＝第67回「社会を明るくする運動」大船渡市実施委員会事務局【地域福祉課福祉推進係(☎内線182)】

「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

第67回目となる本年の運動は、次の2つを行動目標に掲げて取り組んでいます。

(1)犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう

(2)犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

■7・8月は強調月間です

市では、7月と8月の2カ月間を強調月間として、小中学校の児童生徒や三陸・大船渡夏まつり参加者などへの啓発物品の配布、市内での意識啓

(13) 広報大船渡 29.7.5(No.1106)

発活動などを実施する予定です。

罪を犯した人や非行に走った少年の更生を促す場は、地域社会にほかなりません。そして、更生を促すものとするためには、本人の意欲と併せて、取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。地域に理解と協力の和を広げましょう。

■活動資金へのご協力をお願いします

社会を明るくする運動は、皆さんからの協力金によって支えられています。

後日、お住まいの地域の班長が各世帯にお伺いしますので、運動の趣旨をご理解の上、活動へ賛同いただける場合には、活動資金へのご協力をお願いします。

※この協力金は強制ではありません。

被災跡地の土地情報に越喜来(浦浜)地区を追加しました

▷問い合わせ先＝土地利用課(☎内線353)

市では、東日本大震災津波で被災した土地の活用を促進するため、市有地と民有地を合わせると比較的広い面積が確保できる場所について、市のホームページに掲載し情報を提供しています。

今回、新たに越喜来(浦浜)地区を追加しましたので、被災跡地の活用を検討している事業者の皆様

さんなどにご利用ください。

詳しい場所や面積、申込方法などは、市のホームページをご覧ください。

▷掲載地区＝末崎町細浦、三陸町綾里、三陸町越喜来(浦浜)の3地区

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111